

志保第 69 号  
令和2年 5月 22日

志木市内の保育施設に児童が在籍する  
保護者の勤務先事業者 様

志木市長 香川 武文

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休園期間延長にかかる被雇用者  
へのご配慮について (お願い)

日頃より、本市の児童福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市におきましては、4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、埼玉県は、特に重点的に感染拡大の防止の取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」に位置付けられたことから、4月27日(月)から5月31日(日)までの間、市内全保育園等を臨時休園したところであります。

しかしながら、特に保育園は「3密」が生じやすい状況下にあることから、お預かりするお子様やご家族、保育士などの職員の健康と安全を守るため、今しばらく新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を継続する必要があると考え、本市では、市内の保育園等に対し、下記のとおりの方針を講ずることといたしました。

つきましては、保護者の勤務先事業者様におかれましては趣旨ご理解いただき、保護者の皆様の家庭保育に特段のご配慮を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 臨時休園期間 6月 1日(月)～14日(日)

2 登園自粛期間 6月15日(月)～30日(火)

※期間については、今後の状況により延長する可能性があります。

3 要請内容 臨時休園期間及び登園自粛期間中については、下記の家庭を除き、原則として家庭での保育をお願いしております。

- ・医療従事者
- ・警察・消防、保育・高齢・介護・障がい者施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
- ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合

問合せ 志木市子ども・健康部 保育課 保育園グループ  
電話 048(473)1111 内線 2450  
FAX 048(472)3215